令和5年8月1日

守成クラブ福島　規約

第1章　総則

（名称）

第1条　当会の名称は、守成クラブ福島（以下当会とする）と称する。

（事務局）

第2条　当会の事務局は、世話人会で選任された事務局長の事業所に置く。

1. 事務局の営業日は毎週月曜日から金曜日とし、祝祭日は除く。

（目的）

第3条　当会は、中小零細企業が創業または受け継いだ会社を守り、発展させていくために「商売繁盛」を全面に打ち出し、「ビジネス拡大」に結びつく活動を積極的に行うこと、並びに会員相互間の交流を深めることを目的とする。

（事業）

第4条　当会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 毎月1回の例会開催。
2. 会員同士のビジネス交流・経済交流・業務提携・共同事業の促進。
3. 会員同士の親睦を図る為のイベントの開催。
4. その他、目的を達成する為に必要と思われる事業。

（事業への参加、罰則及び禁止事項）

第5条　事業参加の出欠は事務局へ必ず、指定期日内にしなければならない。

1. 例会参加費は1人あたり5，000円（消費税込み）[内訳：食事費4，500円、事務運営費500円]とする。また、記念例会についてはその都度定めるものとする。
2. 例会申込後、出席を取り消す場合は事務局の例会前日営業日の正午までにその旨を事務局に報告しなければならない。この場合、例会参加費は徴収しないものとする。
3. 参加申込をし、当日無断欠席する場合は参加費全額を支払わなければならない。また、ゲスト参加者が当日無断欠席した場合も、紹介した会員がゲスト参加者に代わり参加費全額を支払うものとする。支払方法は例会終了後1週間以内に事務局へ現金持参または振込支払いとする。
4. ゲストの参加は全国会場を通じて1回のみとする。
5. ゲスト参加で未入会者は、当会で知り得た会員に対してのビジネスアピール、勧誘、ダイレクトメール等や、個人情報の使用を禁止する。

第2章　会員（守成クラブ本部制定）

（会員）

第6条　当会の会員は、次のとおり種別を定める。

1. 準会員　入会届を出し、入会金・年会費を納めた者。
2. 正会員　当クラブに会員を1名紹介しマーケット拡大に貢献した者。
3. ゴールド会員　当クラブに会員を10名以上紹介し、その10名が在籍している者。
4. ダイヤ会員　ゴールド会員で、他に1会場を立ち上げるか、会員を100名紹介した者。

（入会）

第7条　当会へ入会する者は次の条件を満たし、遵守しなければならない。

1. 当会員の紹介による推薦のある者。
2. 当会員より事前説明を受け、ご入会意志のある者。
3. 法人、個人事業主等で受発注の決裁権があり、世話人会で認められた者。
4. 宗教・政治・まち金、風俗、暴力団関係・マルチまがい商法・ギャンブル・霊感商法等、並びに公序良俗に反する商売の方やネットワークビジネス、投資・出資ビジネス・ファンド、その他一攫千金と判断されるビジネスの方の入会は禁止する。
5. 前項に拘わらず、世話人会がに入会不適当と判断した場合は入会することができない。
6. 上記条件を満たし、当会場例会へゲスト参加し、入会申込を行った者。

（移籍）

第8条　他会場移籍を希望する場合、次の条件を満たす必要がある。

1. 正会員であること。
2. 自会場代表世話人と移籍先会場代表世話人の同意が得られること。
3. 移籍希望月前月の15日迄に移籍希望の旨を事務局、もしくは代表世話人へ連絡を行い受理された場合、移籍可能とする。

（会員資格喪失）

第9条　会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、資格を喪失する。

1. 入会金及び年会費を納めない者。
2. 更新時の入金が入会月の4か月後の末日までに入金確認が取れない場合。
3. 退会を申し出た者。
4. 本人所属の会社が消滅した場合。
5. 当会を除名された場合。

（退会）

第10条　会員は、当会事務局または所属委員会世話人に退会を申し出ることにより任意に退会することが出来る。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、世話人会を開催し、世話人会の過半数の決議により除名する事が出来る。但しこの場合、その会員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 当規約、および法令に違反したとき。
2. 当会の名誉を傷つけ、当会の目的に反する行為をしたとき。
3. 当会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
4. その他、会員として適当でないと認められた時。

第3章　世話人

（役員及び定数）

第12条　当会を運営するにあたり、世話人を置き、世話人の中から代表世話人、副代表世話人、事務局長、会計を選出する。

1. 代表世話人　　1名
2. 副代表世話人　　代表世話人が適当と判断する人数
3. 世話人　　代表世話人が適当と判断する人数
4. 事務局長　　1名
5. 会計　　1名

（選任）

第13条　役員の選任は世話人会の決議（過半数以上）によって、選任されるものとする。

（任期）

第14条　世話人の任期は2年とする。但し再任を妨げない。また、補欠及び増員によって就任した世話人の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

（職務）

第15条　役員の役割は、以下のとおりである。

1. 代表世話人は当会を代表し、会の運営方針を定め、他会場との連携を図り、当会目的を達成することを職務とする。

2. 副代表世話人は代表世話人を補佐し、代表世話人と協議の上、会の運営を行っていくことを職務とする。
3. 世話人は世話人会を構成し、当会の発展及び運営に寄与し、当会会員が気持ちよく例会に参加できるようサポートを行うことを職務とする。
4. 事務局長は当会の事務全般を統括し、当会の窓口として本部との連絡を行う事を職務とする。
5. 会計は当会の会計業務を円滑に行うことを職務とする

第4章　会議

（種別）

第15条　当会の会議は、四役会、世話人会、委員会とする。

（四役会）

第16条　代表世話人は迅速な会の運営の為に副代表世話人、事務局長、会計を招集し、世話人会に付議すべき重要案件について協議する。また、緊急な対応が求められる事項の決議は、世話人の過半数の決議により四役会に委ねることができる。

（四役会の運営）

第17条　四役会の運営は、以下のとおりとする。

1. 四役会の議長は、代表世話人がこれにあたる。但し、代表世話人の承認を経て副代表世話人を議長に選ぶことができる。
2. 四役会の決議は、全会一致をもってこれを成す。

（世話人会）

第17条　代表世話人は原則月1回以上世話人会を招集し、世話人はこれに参加することとする。また、一般会員も世話人会に参加し運営方針、各予算案などに意見できる。（一般会員は議決権は持たない）

（世話人会の運営）

第19条　世話人会の運営は、以下のとおりとする。

1. 世話人会の議長は、代表世話人がこれにあたる。但し代表世話人の承認を経て、副代表世話人を議長に選ぶことができる。
2. 世話人会は、当会の最高意思決定機関として第3条に定めた目的に即した世話人の意見交換の場とし、予算、決算、事業計画、役職人事、業務執行及び規約に定める事項を決定する。
3. 世話人会の決議は、世話人参加者過半数をもってこれを成す。
4. 臨時世話人会は、代表世話人が必要と認めた時、或いは、世話人総数の過半数以上から招集の請求があった場合に開催する。
5. 世話人会の議事については、進行は副代表世話人、書記及び議事録署名人は議長が指名した世話人が務める。
6. 書記は次の事項を記載した議事録を作成し、事務局に報告する。
   ①日時及び場所
   ②出席者名
   ③審議事項
   ④議事の経過及び議決の結果

（委員会）
第20条　委員会の委員長、顧問は世話人が務める。委員長は原則月1回委員会を招集し、委員はこれに参加することとする。

（委員会の運営）
第21条　委員会の運営は、下記のとおりとする。
1. 委員会は世話人会で決議した事項を基に、第4条に定めた事業の立案、運営、及び世話人会に付議すべき事項の検討に務めることとする。
2. 委員会の議長は委員長がこれにあたる。但し、委員長の承認を経て、副委員長、または顧問を議長に選ぶことができる。
3. 委員会の議決は、委員参加者過半数をもってこれを成す。
4. 議長は書記を指名し、書記は次の事項を記載した議事録を作成し、事務局に報告する。
 ①日時及び場所
 ②出席者名
 ③審議事項
 ④議事の経過及び審議の結果

第5章　会計

（会計の原則）
第22条　当会の会計は、下記の会計原則にしたがって行うものとする。
1. 会計担当は会計を毎月末日で締め切り、月次決算を事務局長に提出する。
2. 会計担当は当会の事業及びこれに伴う収支予算及び決算を作成し、世話人会の承認を得なければならない。
3. 当会の決算について監査を行うものとする。
4. 監査員は世話人会において、相談役から2名選任する。
5. 当会の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。毎年6月の例会において会員に決算報告を行うものとする。

第6章　慶弔

（適用範囲）
第23条　当会の会員
（適用金額）
第26条　慶弔の際は、次の基準により慶弔金を送るものとする。
1. 死亡見舞金
　本人　　20，000円
　　（他に供花1基・弔電）
　配偶者　　10，000円
　　（他に弔電）
2. 結婚祝い
　本人　　20，000円
（適用申請）
第27条　慶弔金に該当する時は事務局に早めに報告するものとし、理由発生後連絡が無く1カ月を経過した場合は、原則として適用は除外とする。

【付則】
平成19年6月1日から上記規約を施行する。
令和4年7月1日から上記規約に改訂施行する。
令和5年8月1日から上記規約に改訂施行する。